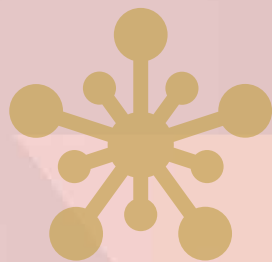


入院のしおり

阿梨花病院大津

あなたの健康が大好きです



患者様とご家族様の思いを大切にし、
患者様のお声に耳を傾け、
そのお気持ちに寄り添う

阿梨花病院大津 院長 岩下浩蔵



2020年は当院にとって大きな節目の年となりました。かねてより準備を進めていました新棟の工事が無事終了し、2020年8月より病院名を勝久病院より阿梨花(ありはな)病院大津へ変更しリニューアルオープンをすることができました。工事期間中、利用者の皆様には大変ご心配、ご迷惑をおかけしました。

新病院においては皆様に安心・安全に利用して頂けるよう随所に工夫がなされています。これを機に今後も大津・菊陽と阿蘇圏域の地域の皆様に質の高い医療、介護を提供できればと考えております。

現代医療も時には素晴らしい効果がありますが、基本的には“自分のからだは自分で守る”事が本当に確実な病気治しです。医療を有効に利用しながら自らの持つ自然治癒力を活かし、健康なからだと心になりましょう！

私の信念である「患者様とご家族の思いを大切にし、患者様のお声に耳を傾け、そのお気持ちに寄り添う」を病院全体に広げ、地域の皆様に愛される病院を目指して頑張っていく所存であります。

医療・介護を取り巻く環境は、年々厳しさを増していますが、皆様が地域で安心して暮らして頂けるようスタッフ一同頑張っていきたいと思いますので何卒よろしくお願い致します。



基本理念

よりよき人間性を
よりよき環境を
よりよき医療・介護を

基本方針

患者様と利用者様の人格と尊厳を重んじます。

常に敬語と笑顔で応対します。

自己研鑽につとめ人間性を高めます。

お互いに信頼される人間関係を構築します。

医療・介護のプロとして誇りと自覚を忘れません。

快適な医療・介護環境の提供を目指します。

常に整理整頓を心がけ清潔を保ちます。

施設周辺の美化に取り組みます。

多職種チームで協働・支援し、分かりやすい説明を行い、質の高い医療・介護を目指します。

地域の医療機関や介護事業所等と連携し最適な医療・介護を提供します。

「患者さんの権利」に関する宣言

1. 良質な医療を等しく受ける権利

誰もが一人の人間として尊重され、安全で良質な医療を等しく受ける権利があります。

2. 診療に関する十分な説明を受ける権利

ご自身の医療について、その目的・方法・内容・危険性・予後・病状・経過などを患者さんに合った方法で分かりやすく、十分な説明を受ける権利があります。また、医療費や公的支援制度などについての説明を受ける権利もあります。

3. 人格や尊厳を重んじられる権利

個人としてその価値観を尊重され、一人の人間として尊厳をもって接遇されるとき、自らの意見を述べる権利があります。

4. 治療方針を幅広く選択できる権利

自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意見を表明し、自己決定する権利があります。また、希望しない医療を拒む権利もあります。医療機関を選択し、転退院する権利もあります。

5. 治療に関するプライバシーを保護される権利

阿梨花病院大津職員は職務上知り得た情報を、医療を受ける人の不利益にならないよう慎重に取り扱います。個人情報保護法を遵守し、患者さんのプライバシーを尊重致します。

阿梨花病院大津では、ここに掲げた5つの「患者さんの権利」を尊重し、病院で定めた「理念」「基本方針」「職業倫理」「臨床における倫理」に従って職員一同努力いたします。

これらの権利が、すべての患者さんに公平かつ円滑にいきわたるように、院内の診療につきましては主治医やスタッフに対しての充分なご協力をお願いいたします。また院内での規則やマナー、病状の説明に対しても充分ご理解をお願い申し上げます。

診療に対してご協力やご理解がいただけない場合は、本来の診療に支障をきたすだけでなく、他の患者さんのご迷惑にもなりますのでよろしくお願い申し上げます。

□ 個人情報取り扱いについて

当院は、入院中に知り得た個人情報を下記の目的に利用させて頂く場合があります。取り扱いには細心の注意を払っています。

1. 阿梨花病院大津での利用

- ① 患者さんへの医療サービスの提供
- ② 患者さんに提供した医療サービスに関する医療保険事務
- ③ 患者さんに関係する入退院などの病棟管理・会計・経理・医療事故などの報告、
医療サービスの向上
- ④ 医療スタッフへの教育実習など
- ⑤ 医療の質の向上を目的とした症例研究
- ⑥ その他患者様に関する管理運営業務

2. 他事業者などへの情報提供を伴う利用

- ① 他の医療機関・関連施設との連携
- ② 他の医療機関・関連施設からの照会への回答
- ③ 患者さんの診療などにあたり、外部の医師などの意見・助言を求める場合
- ④ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ⑤ 患者さんの家族などへの病状説明
- ⑥ 審査支払機関への診療報酬明細書(レセプト)の提出
- ⑦ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑧ 事業者などからの委託を受けて健康診断などを実施した場合における、事業者などへのその結果の通知
- ⑨ 医療賠償責任保険などに係る、医療に関する専門団体などへの相談又は届出
- ⑩ その他患者さんへの医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- 1 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 2 学生の実習への協力
 - 3 外部監査機関への情報提供
- 上記の内、他の医療機関への情報提供について同意できないものがありましたら、その旨を当院スタッフまでお申し出ください。
 - お申し出のないものにつきましては、同意して頂けたものとして取り扱わせて頂きます。

01 入院にあたって

「入院のしおり」は、皆様が安心して療養ができるよう、入院中の生活に必要な事が記載されています。必ず目を通して、別紙の同意書にサインをお願い致します。また、本しおりは大切に保管して下さい。

☐ 入院の手続きについて

入院時に健康保険証・介護保険証などを病院1階受付に提出して下さい。
入院手続きに必要な書類は、ご記入の上、病院1階受付へご持参下さい。

【 必要なもの 】

- ☐ マイナンバーカード・健康保険証・介護保険証・身体障害者手帳・
その他医療券・受給者証等 ☐ 印鑑 ☐ 紹介状等
- ☐ 服用されているお薬(他院のもの含む)・お薬手帳・薬の説明書

☐ 入院時にお持ち頂くもの

CSプラン 契約されて いない方

- パジャマ類 パジャマ上下3枚ずつ 肌着3枚(前開き)
- タオル類 フェイスタオル6枚 バスタオル4枚
- プラスチック製コップ(お茶用・歯磨き用)2個 ●ティッシュペーパー(3個)
- 歯ブラシ 歯磨き粉 義歯保管容器(必要時)
- 口腔ケア用スポンジ(必要時)
- 体位変換用クッション(3個)(40cm×60cm位)(必要時)
- 靴(履きなれたもの・スリッパ禁止) ●髭剃り(男性)
- マウスウォッシュ(必要時)
- 現在服用中の薬 お薬手帳 ●止血バンド(透析の方) ●マスク

CSプラン ご契約の方

- 義歯保管容器(必要時) ●現在服用中の薬 お薬手帳
- 体位変換用クッション(3個)(40cm×60cm位)(必要時)
- 靴(履きなれたもの・スリッパ禁止) ●髭剃り(男性)
- 止血バンド(透析の方) ●マウスウォッシュ(必要時) ●マスク

※衣類など全てに**お名前**をご記入下さい ※寝具類は病院で準備しております。寝具類の持込みはご遠慮下さい
※病院指定のオムツを使用しますので持込みはご遠慮下さい(オムツ業者との契約が必要です)
※ハサミやカッター等の刃物類の持込みは禁止です

☐ 入院中の食事時間について

食事は患者様の病態に応じ、医師の指示に基づき病院がご用意します。入院期間中は医師等の指示・指導がある場合を除き、病院の食事を召し上がって頂きます。

●食事時間（配膳開始） ※状況により配膳時間が多少前後する場合がございます

朝食 8:00~



昼食 12:00~



夕食 18:00~



☐ 入院中の消灯時間について



消灯時間は**21:00**となっております。入院患者様へのお電話等も緊急の場合を除き、21:00以降はお控え下さい。



☐ ネームバンド装着/ベッドネームについて

患者様の安全確認の為に氏名や生年月日等を表示したネームバンドを導入しています。装着には、医師・看護師・他スタッフ・患者様・ご家族と表示内容を確認の上、装着して頂きます。また、ベッドについても氏名等を表示させて頂いております。本取り組みの趣旨をご理解頂き、ご協力下さいますようお願い致します。

02 入院中の注意事項

☐ 病院内及び病院の敷地内は喫煙・飲酒は禁止です

- 当院では、健康増進法に基づき、患者様の健康と周囲の方への受動喫煙の防止並びに火災予防と院内環境整備の一環として**病院の建物内及び敷地内は禁煙**です。
- 院内での飲酒は禁止**しております。守られない場合は退院して頂く場合があります。

☐ 現金・貴重品について

- 病院には多くの方が出入りされますので、紛失や盗難防止のため、現金や貴重品はお持ちにならないようお願い致します。現金や貴重品、私物等を持参された場合は、ご本人様又はご家族様にて管理して頂くようお願い致します。

※万が一、盗難や紛失された場合、当院は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。

持ち込み禁止について

- 原則、当院では個人のテレビやスピーカーの持ち込みは禁止です。テレビなどご利用を希望される方はスタッフまでお声かけ下さい。他の患者様のご迷惑にもなりますので、テレビ利用時はイヤホンをご利用下さい。
- おむつは当院指定のものになります。おむつの持ち込みは禁止となっております。

病棟・病室の移動について

- 患者様の状態に応じて、病棟・病室を移動していただく場合があります。予めご了承ください。
- 療養病棟へ移動された場合には、居住費(光熱水費相当額)として、1日370円をご負担して頂きます。

03 面会・外泊について

面会について

- 入院患者様の病状や治療の為、面会をお断りする場合がございます
- 状況により面会方法や時間に変更になる場合がございます
- 発熱・せきなど体調不良の方の面会はお遠慮下さい
- インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症の状況によっては、パーティション越しでの対面面会・WEB(ZOOM・facetime)での面会がありますので、詳細についてはスタッフステーションにてお尋ね下さい。

外出・外泊を希望される場合

- 原則、主治医の許可が必要になります。外出・外泊される場合は、病棟スタッフにご相談下さい。
 - 患者様又はご家族の方が代理で他医療機関に受診することの無いようにお願いします。ただし、主治医の判断により他医療機関に受診が必要となった場合はこの限りではありません。その場合は、事務手続きの情報提供として『診療費に関するお願い』の用紙が必要となります。
- かかりつけの病院から処方されているお薬がなくなってしまう等は必ず当院主治医にご相談下さい。

04 入院の費用について

□ 入院の費用・お支払いについて

1. 保険で入院される場合

社会保険または国民健康保険の方は、入院料の他、投薬、注射、検査処置及び、手術などの費用について、各保険で定める負担割合による負担金額を頂きます。

※入院中も毎月保険証の確認を行いますので、お支払いに来院された際などに病院1階受付にご提示下さい。

2. 事故や労災で入院される場合

- ・入院費・食事代・診察費については、保険点数により算定致します。
- ・慣行料金(自費)により計算した所定料金をいただきます。
- ・持病のある方は、事故・労災と持病に関する料金を分けて計算致します。

3. 入院が180日を超える場合

同じ症状による入院期間が通算で180日を超えますと患者様の状態によっては、入院料の15%にあたる医療費が保険給付対象外となり、下記の金額を徴収させていただきます。

地域一般入院料3 1日につき 1650 円 (税込)

該当する患者様には病棟事務職員より事前にご連絡しますので、同意書の提出をお願い致します。患者様の病状等で該当しない場合がございます。

4. 療養病棟へ移動された場合

療養病棟へ移動された場合には、居住費(光熱水費相当額)として、1日370円をご負担頂きます。

□ 各種料金表

テレビ使用料	1台 1日 100円
冷蔵庫使用料	1日 50円
イヤホン	400円
食事用使い捨てエプロン	1箱390円
インフルエンザワクチン	4,320円
肺炎球菌ワクチン	8,050円
散髪 / 散髪と顔そり	2,200円 / 2,750円
生命保険診断書(入院証明書)	5,500円
その他診断書	3,300円～
ゆかた・肌着(※必要時)	ゆかた:2,370円(男女共通) 肌着:1,810円(男女共通)

【入院費のお支払い】

◇お支払い窓口

場 所 : 病院1階受付
受付時間 : 月曜～金曜 8:30～17:00
土曜 8:30～12:00

※日曜・祝日は休診の為、お支払いできません

◇お支払い方法

◎現金支払い ◎クレジットカード
◎口座振替 ◎振込み

※お支払い方法の詳細内容は、病院受付
スタッフへお気軽にお声かけ下さい。

◇入院費の請求書について

月締めとし翌月15日に確定致します。その月の末日までにお支払い下さい。口座振替を申し込み
されている場合、**翌月26日**に指定口座より引き落としとなります。退院の場合、退院当日に請求
書を病院1階受付でお渡ししますので、職員にお声かけいただきお支払い下さい。

※土(午後)・日・祝祭日の退院はできませんのでご了承下さい

※請求書の受け渡しは、入院費の支払方法で違いますのでご注意ください。

●窓口支払い・・・病院受付にて請求書を準備しております。入院費については、窓口で直接か
お電話にてご確認ください。

●口座振替・振込・・・毎月15日過ぎに請求書を郵送します。

05 高額療養費等の費用について

☐ 高額療養費制度とは

1ヶ月の保険診療費が一定金額(所得に応じて異なる)を超えますと、高額療養費の制度が受けられ
ます。当院では、マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」を導入しており、患者様
ご自身が「限度額適用認定証」の交付申請をせずに、当院にて患者様の自己負担限度額を確認するこ
とができます。

オンライン資格確認システムで、適用区分の確認ができれば、「限度額適用認定証」の提示は不要と
なり、手続きの必要はありません。

また一旦全額をお支払いされた場合は払い戻し制度を受けることも出来ます。その場合は、加入さ
れている健康保険の窓口にて手続きを行うと一定金額を超えた分が払い戻されます。

※本システムを利用して適用区分の確認を行うには患者様の同意が必要です。ご希望の方は病院
受付までお申し出下さい。また、病院職員からお声がけする場合があります。

※ご不明な点は病棟事務職員にお尋ね下さい。

□ 高額療養費(入院・外来)の自己負担限度額について

表1

70歳未満の方、1ヶ月当たりの自己負担限度額

所得区分		ひと月あたりの 自己負担限度額 (3回目まで)	3月以上ご負担 いただいた方 (4回目から)※2
ア	年収約1,160万円～の方 健保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:年間所得(※1)901万円超の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	年収約770～約1,160万円の方 健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保:年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	年収約370～約770万円の方 健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保:年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	～年収約370万円の方 健保:標準報酬月額28万円未満の方 国保:年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)

※2 高額療養費を申請される月以前の直近12ヶ月の間に高額療養費の支給を受けた月が3ヶ月以上ある場合は、4ヶ月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

表2

70歳以上の方、1ヶ月当たりの自己負担限度額

世帯の所得区分		外来のみ (個人ごと)	自己負担限度額 (1ヶ月あたり)	食事代(1食)
現役並み	年収約1160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% 〈140,100円※1〉		510円
	年収約770万円～約1160万円 標報53～79万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1% 〈93,000円※1〉		510円
	年収約370万円～約770万円 標報28～50万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% 〈44,400円※1〉		510円
一般	年収156万円～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満	18,000円 年間上限144,000円	57,600円 〈44,400円※1〉	510円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	240円 190円※2
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	110円

※1 過去12ヶ月以内に3回以上の高額療養費該当月がある場合の4回目以降の自己負担限度額

※2 入院90日超

表3

65歳以上の方が医療療養病床に入院される場合の自己負担額

65歳以上70歳未満 (後期高齢者医療を受けるものを除く)	高齢受給者 後期高齢者	備考	居住費 (1日につき)		食費 (1食につき)				
				難病※1		難病※1			
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並・ 一般(Ⅲ)	生活療養(Ⅰ)	370円	0円	510円	300円			
		生活療養(Ⅱ)			470円				
住民税非課税「オ」	低所得(Ⅱ)	生活療養(Ⅰ)・(Ⅱ)			240円	0円	190円		
		入院90日超						240円	
		重症者※2							190円
		入院90日超							
	低所得(Ⅰ)	生活療養(Ⅰ)・(Ⅱ)	370円	0円	140円	110円			
		重症者※2			110円				

※0 自己負担限度額に関しては、「表2」をご参照ください。

※1 「難病」とは、指定難病の特定医療費補助制度の対象患者のことです。

※2 「重症者」とは、厚生労働大臣が定める患者(平成18年9月8日厚生労働省告示第488号)のことである。
厚生労働大臣が定める患者:療養病棟入院基本料の入院料1~24又は28~30を算定する患者

- 「低所得者とは」**
- ①住民税非課税世帯 **低Ⅱ**(限度額適用・標準負担減額認定証 **区分Ⅱ、適用区分オ**)
住民票上の世帯全員が住民税非課税の方。
- ②住民税非課税世帯 **低Ⅰ**(限度額適用・標準負担減額認定証 **区分Ⅰ、適用区分オ**)
住民票上の世帯全員が住民税非課税の方で、かつ次のどちらかの要件を満たす方。
〔1〕全員の所得が0円の世帯の方(年金収入80万円以下)
〔2〕老齢福祉年金受給中の方

※長期該当とは・・・

限度額適用・標準負担減額認定証の中で低Ⅱ対象となる方が減額認定の資格を取得してから通算して90日以上入院された場合(過去1年以内の入院で介護病棟を除く)、**長期該当**となります。

その場合、**改めて申請が必要**になります。保険証・印鑑のほかに、お持ちの限度額適用・標準負担減額認定証と入院期間の確認できる領収書等もあわせて市町村役場で申請して下さい。

※外来の場合も認定証の提示は必要です。外来の医療費についても、高額療養費支給申請済みの場合は3~4ヶ月後頃に上限を超えてお支払いいただいた分は還付されます。

■世帯の所得区分に関しては、市区町村役場にご確認下さい。

地域連携室のご案内



医療福祉相談員とは…

健康な時にはなかったような心配事や、皆様の抱える様々な問題や悩みを福祉の専門的な立場から解決の糸口を見出していきます。

一緒に考えましょう！

- ・障害者・高齢者に関するサービスを知りたい
- ・病院や福祉施設などの情報が知りたい
- ・自宅退院になったが、家族だけでは介護ができない
- ・医療費の支払いで困っている
- ・病院に対する苦情や不満 など

解決策として
例えば…



- ※医療費負担を軽減する助成制度があります
- ※生活を支援してくれる制度があります

お問い合わせ

月～金 8:30～17:30（土・日・祝日はお休みです）

※ご相談内容や秘密は守ります。

※相談は無料です。

memo



医療法人社団 坂梨会

阿梨花病院大津



〒869-1235 熊本県菊池郡大津町室 261-9

TEL:096-293-5000

FAX:096-293-0920

—— 坂梨会グループ ——

居宅介護支援事業所アステーションおおづ

TEL (096)243-0002

通所リハビリテーションセンターおおづ

TEL (096)243-0200

訪問看護ステーションおおづ

TEL (096)294-2838

阿梨花病院大津訪問リハビリテーション

TEL (096)293-5000

住宅型有料老人ホーム ライフプラン阿梨花

TEL (096)293-8866

阿蘇温泉病院

TEL (0967)32-0881

阿蘇温泉病院 緩和ケア病棟・透析センター

TEL (0967)32-5250

介護老人保健施設 愛・ライフ内牧

TEL (0967)32-5511